

計画等の案の概要

名 称	地方税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）		
公表するもの	地方税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書（案）		
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/>	有の場合は その募集期間	令和7年4月1日(火)～令和7年4月28日(月)
	<input type="checkbox"/>		
担当課等名	財務部税務課（電話番号：054-221-3603）		
総合計画における位置づけ	II 政策の実効性を高める行政経営 2 生産性の高い持続可能な行財政運営 （2）健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行		
審議会等の名称			
1 趣旨	<p>個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有する事務においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき、「特定個人情報保護評価」を実施し、広く住民その他の意見を求めるものとされています。</p> <p>本事務において、直近の特定個人情報保護評価書の公表（令和2年7月7日公表）から5年を経過する前に実施するよう努めることとされている評価の再実施を行うため、地方税の賦課徴収等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）を作成いたしましたので、県民の皆様の御意見を募集します。</p>		
2 骨子	<p>（1）特定個人情報保護評価の概要</p> <p>○意義</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において自ら宣言するものです。 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的としています。 <p>○実施手続</p> <ul style="list-style-type: none"> しきい値判断（①対象人数、②取扱者数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無）の結果に基づき、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価のうち、実施が必要と判断されたものを実施します。 <p>○評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルを取り扱う事務・システムの概要、特定個人情報ファイルの取扱いの概要、リスク対策等を記載します。 <p>（2）地方税の賦課徴収等に関する事務における評価書（案）</p> <p>○意義</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県は、税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。 <p>○実施手続</p> <ul style="list-style-type: none"> しきい値判断による対象人数が30万人以上であるため、全項目評価を実施します。 <p>○評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 詳細は別紙「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」のとおりです。 		